

公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会認定看護管理者制度（以下「本制度」という。）は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献することを目的とする。

第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、この認定看護管理者規程（以下「規程」という。）により認定看護管理者を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定看護管理者とは、本会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者をいう。

第2章 認定看護管理者制度委員会

第4条 本制度の運営にあたって、認定看護管理者制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。

第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第7条 制度委員会の構成及び運営については、認定看護管理者細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する認定看護管理者と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける。

第4章 教育課程

第9条 本会は、認定看護管理者に必要な教育課程を、ファーストレベル、セカンドレベル及びサードレベルの3課程と定める。

2 教育課程は、制度委員会が審議し理事会の決議を経て定める。

第5章 教育機関の認定及び取消し

第1節 教育機関の審査と認定

第10条 本会は、認定看護管理者の水準を均質にするため、認定看護管理者の教育にふさわしい条件を備えた教育機関を教育課程ごとに、認定看護管理者教育機関として認定する。

2 前項で定める認定の要件については、細則に定める。

3 第1項で定める認定を申請する機関は、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- 4 会長は、制度委員会が認定看護管理者教育機関として認定し、認定証の交付を申請した機関に対して、認定看護管理者教育機関認定証を交付する。
- 5 本会は、前項に規定する認定証を交付した機関を認定看護管理者教育機関名簿に登録する。
- 6 本会は、前項の登録をした機関を本会公式ホームページで公表する。
- 7 本会の認定を受けた教育機関は、教育課程開講の翌年に認定要件を実際に満たしていることの確認（以下「認定確認」という。）を受けなければならない。
- 8 認定確認については、3項の規定を準用する。この場合「認定」とあるのは「認定確認」と、「審査料」とあるのは「申請料」と読み替えるものとする。
- 9 認定の有効期間は開講の年から教育機関としての認定確認後5年とする。ただし、すでに運営している教育課程がある場合はその教育課程の有効期間を採用する。

第11条 本会は、認定看護管理者教育機関が次の各号に該当するときは、制度委員会の決議を経て、認定看護管理者教育機関の認定の取り消しを教育課程ごとに行う。

- (1) 認定看護管理者教育機関がその資格を返上したとき
- (2) 認定要件を満たさないと制度委員会が判断したとき
- (3) 認定看護管理者教育機関が認定確認または教育機関認定の更新を受けなかったとき

第2節 教育機関の認定更新

第12条 本会の認定を受けた教育機関は、認定確認の5年後、以降7年ごとに認定の更新を受けなければならない。

- 2 認定更新の要件については、細則に定める。
- 3 認定更新を申請する機関は、開講しているファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの教育課程ごとに、制度委員会が別に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。
- 4 認定更新については第10条第4項から第6項の規定を準用する。
- 5 認定更新の有効期間は7年とする。

第6章 認定看護管理者の認定

第1節 認定看護管理者を認定する委員会

(認定委員会)

第13条 認定看護管理者の認定に関する事項の審議は、認定看護管理者認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第14条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 認定看護管理者の認定とその更新及び再認定の実施に関すること

第15条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第16条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第17条 認定委員会は、認定看護管理者を認定する業務を補佐する認定看護管理者認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第18条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し認定看護管理者の審査に関するすべての業務を行う。

第19条 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第20条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第21条 認定看護管理者の認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あること。
- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること

イ 認定看護管理者教育課程サードレベルを修了している者

ロ 看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者

第3節 認定看護管理者の審査及び認定

第22条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第23条 審査は、認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第24条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第25条 認定委員会は、認定実行委員会の報告に基づき、認定看護管理者の認定を行う。

第26条 会長は、認定委員会が認定看護管理者として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、認定看護管理者認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を認定看護管理者名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 認定看護管理者認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、認定看護管理者がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第7章 認定看護管理者の認定の更新

第27条 認定看護管理者は、その能力の維持向上を図るため、資格の有効期間満了前に認定更新を受けなければならない。ただし、認定委員会が病気その他やむを得ない理由があると認める者については、最大で3回まで第26条第4項で定める資格の有効期間を1年間延長することができる。

2 前項但書により資格の有効期間の延長を認めた場合には、認定委員会は、延長を認めた者を会長に報告する。

3 第1項の認定更新を受けるには、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 申請時において、認定看護管理者であること
- (2) 申請時において過去5年間に自己研鑽等の実績があること
- (3) 前号の実績に関する事項については、制度委員会における審議を経て常務理事会が別に定める。

4 認定更新を受けようとする認定看護管理者は、認定委員会に対し、申請書類を提出しなければならない。

5 認定更新を申請する認定看護管理者は、理事会が別に定める審査料を納入しなければならない。

- 6 前項により納入された審査料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、審査料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護管理者の負担とする。

第28条 認定更新に関する審査は、毎年1回実施する。

- 2 認定委員会は、審査を経て認定看護管理者の認定更新を認めるものとする。
- 3 認定委員会は、認定更新を認めた者を会長に報告する。
- 4 認定更新が認められた認定看護管理者は、理事会が別に定める認定料を納入しなければならない。
- 5 前項により納入された認定料については、誤って二重に振り込まれた場合その他会長が特別に認める場合を除き返還しないものとし、認定料を返還する場合には、手数料その他返還に必要な費用は納入者である認定看護管理者の負担とする。
- 6 認定看護管理者が第4項の認定料を納入した場合には、会長は、認定看護管理者名簿を更新するとともに、新たな認定証を交付する。

第8章 認定看護管理者の資格の喪失及び処分

第29条 認定看護管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、認定看護管理者の資格を喪失する。

- (1) 認定看護管理者の資格を辞退したとき
- (2) 認定看護管理者の認定の更新をしなかったとき
- (3) 規程第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 認定看護管理者としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が認定看護管理者の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

- 2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第9章 認定看護管理者の再認定

第31条 認定看護管理者が、資格の喪失後に再び認定を受けようとする場合には、審査等について認定更新に関する規定（資格要件のうち認定看護管理者であることを除く。）を準用する。この場合において、「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

第10章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第11章 補則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月14日から施行する。
- 1 この規則は、平成9年5月13日改正
- 1 この規則は、平成10年5月19日改正
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
(教育機関の視察を実施する条文を追加)

- 1 この規則は、平成13年7月13日改正
(認定審査の受験資格、試験内容の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる規則の改定)
- 1 この規則は、平成14年4月1日改正
ただし、新教育課程に関しては、制度委員会で承認を受けた教育機関については、平成13年8月1日から適用する。
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
- 1 この規則は、平成16年7月16日改正
(第8条第2項「別表1」を「別」に変更)
(第8条第3項 科目の認定を科目の修了証明に変更)
(第9条・第10条 都道府県看護協会以外のファーストレベル教育機関を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第26条3項「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第14条 再認定を追加)
(第31条3号を追加)
(第9章「認定看護管理者の再認定」第33条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規則は、平成21年2月20日改正
(第9条3項 都道府県看護協会以外の教育機関において履修した研修について都道府県看護協会がファーストレベル教科目の修了証明を発行することを削除)
- 1 この規則は、平成22年11月18日改正
(第21条第3号イを認定看護管理者教育全課程修了からサードレベル修了に変更)
(第21条第3号ロ、ハを削除し、条文整理)
- 1 この規程は、平成25年4月1日より適用する。
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第21条1号・2号、第29条1号、第31条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。
(第5章に第1節教育機関の審査と認定、第2節教育機関の認定更新を追加)
(第10条に認定看護管理者の教育機関を都道府県看護協会ファーストレベルを含めた全教育機関に改正。また第3項から第9項を追加し、審査料と認定確認及び有効期間の記載等を改正)
(第11条を認定看護管理者教育機関の教育課程ごとの認定の取り消しに改正し、条文整理)
(第12条を認定更新の条項に改正)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第32条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号「前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める」を追加)
(第34条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 この規程は、平成30年2月23日に改正し、平成34年4月1日から施行する。
(第21条2号「そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を追加)
(第21条3号ロ「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」に変更)(第21条3号ハ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、看護系大学院において看護管理を専攻し修士号を取得している者」を削除)
(第21条3号ニ「師長以上の職位での管理経験が3年以上ある者で、大学院において管理に関連する学問領域の修士号を取得している者」を削除)
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第26条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた認定看護管

理者認定証については、その有効期間を２０２１年３月末日までとする。

３ 第２６条第４項の規定にかかわらず、２０２１年１月１日から同年３月３１日までの間に交付された認定看護管理者認定証の有効期間は、２０２５年１２月末日までとする。

４ 第２８条の規定にかかわらず、前項に規定する認定看護管理者認定証の交付を受けた認定看護管理者は、２０２５年１２月末日までに認定を更新しなければならない。

１ この規程は、２０２４年１１月２８日に改正し、２０２５年４月１日から施行する。但し、２０２６年３月３１日以前に実施する認定看護管理者の認定審査においては改正前第２１条第２号を適用する。

（第２１条２号「そのうち通算３年以上は看護師長相当以上の看護管理の経験があること」を削除。）

（第２７条から第３０条の認定更新及び延長に関する規定を細則第２５条から２８条と統合し、整理した。）

（第２９条第１号「日本国の看護師免許を有すること」を削除。第３号「細則に定める看護管理実践及び自己研鑽」を「自己研鑽等」に変更。）

（第３３条の再認定に関する規定を細則第２９条から第３１条と統合し、整理した。）

公益社団法人日本看護協会 認定看護管理者細則

第1章 総 則

第1条 認定看護管理者規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この認定看護管理者細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 認定看護管理者制度委員会

第2条 認定看護管理者制度委員会（以下「制度委員会」という。）は10名以上の委員をもって構成する。

2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第7条に基づき、認定看護管理者制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、認定看護管理者教育課程の見直し及び改善、並びに認定看護管理者教育機関の認定と更新の審査を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法は、常務理事会において定める。

第4章 教育機関の認定

第1節 教育機関の審査と認定

第7条 規程第10条に規定する認定の要件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育理念
- (2) カリキュラム及び教育期間
- (3) 受講要件及び修了要件
- (4) 運営に関する委員会
- (5) 教員の要件
- (6) 施設及び設備
- (7) 収支

第8条 制度委員会は、認定看護管理者の教育機関として認定した教育機関を会長に報告する。

2 認定看護管理者教育機関の認定を受け認定証の交付を受けようとする機関は、定められた期日までに、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に認定看護管理者教育機関認定申請書を提出し、理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第2節 教育機関の認定確認

第9条 規程第10条の規定により、認定確認を受けようとする教育機関は、申請時点において認定確認を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、連続開講を実施していない教育機関についてはこの限りではない。

2 認定確認についても第7条1号から7号の要件を準用する。

3 認定確認は、書類確認と視察をもって行う。認定確認の内容は制度委員会が別に定める。

4 本会は、認定確認時期の到来する6か月前に対象となる教育機関に通知する。

第10条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定確認した教育機関を会長に報告する。

第3節 教育機関の認定更新

第11条 規程第12条の規定により、認定更新を受けようとする教育機関は、申請時点において認定更新を受けようとする教育課程を開講していなければならない。ただし、隔年開講等の場合はこの限りではない。認定更新についても第9条2項から4項を準用する。この場合「認定確認」とあるのは「認定更新」と、「書類確認」とあるのは「書類審査」と読み替えるものとする。

第12条 制度委員会は、認定看護管理者教育機関として認定を更新した教育機関を会長に報告する。認定の更新についても第8条2項の規定を準用する。

第5章 認定看護管理者の認定

第1節 認定看護管理者を認定する委員会

(認定委員会)

第13条 認定看護管理者認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定委員を兼務することができる。

2 認定委員の構成は、看護管理領域の専門家を含まなければならない。

3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第14条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第15条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第16条 認定看護管理者認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）の委員の定数は、5名以上とする。

2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

第17条 認定実行委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第18条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第19条 規程第22条の規定により、認定看護管理者の認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 認定看護管理者認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師免許証の写
 - (4) 5年間の実務経験の証明書
 - (5) 規程第21条第3号に定める受験資格を証明する以下のいずれかの書類
- イ サードレベル修了証の写
- ロ 看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 認定看護管理者の審査及び認定

第20条 認定実行委員会は、規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験等を行う。

2 書類審査に合格した者に限り、筆記試験等を受けることができる。

第21条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第22条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第23条 認定看護管理者の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第24条 規程第23条の規定により認定看護管理者認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第6章 細則の変更

第25条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成8年5月14日から施行する。
- 1 この細則は、平成9年5月13日改正
- 1 この細則は、平成10年5月19日改正
- 1 この細則は、平成11年7月9日改正
(教育機関の視察を実施する条文を追加)
改正後の細則第9条の規定にかかわらず、第1回の視察に関しては、平成12年度に実施するものとする。
- 1 この細則は、平成13年7月13日改正
(認定のための受験資格、試験方法の変更及び教育課程の改正(第1回)にかかわる細則の改定)
- 1 この細則は、平成14年4月1日改正
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正
(第27条の変更、第34条の変更)
- 1 この細則は、平成17年2月4日改正
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この細則は、平成20年5月19日改正
(第24条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この細則は、平成21年2月6日改正

(第26条の3号を削除し条文整理)

(第7章「認定看護管理者の再認定」を追加、第29条から第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

1 この細則は、平成22年11月18日改正

(規則第21条改正に伴い、第19条第5号提出書類を変更)

1 この細則は、平成25年4月1日から適用する。

1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。

(第19条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)

1 この細則は平成25年2月28日改正、平成26年4月1日から施行する。

(第4章第2節を教育機関の認定確認に改正し、第3節教育機関の認定更新を追加)

(第7条を条文整理)

(第8条を改正し、認定看護管理者教育機関認定証の交付と認定料について明記)

(第9条と第10条を認定確認の条項に改正)

(第11条と第12条を認定更新の条項に改正)

1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。

(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)

(第4条、14条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)

(第19条「認定看護管理者に必要な能力に関する推薦書」を削除)

(第32条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)

1 この細則は、平成30年2月9日に改正し、平成34年4月1日から施行する。

(第19条5号ロ「看護管理に関連する学問領域の大学院の修了証の写」に変更)

(第19条5号ハ「管理に関連した学問領域の大学院の修了証の写」削除)

1 この細則は、2024年11月28日に改正し、2025年4月1日から施行する。

(規程第27条から第30条の認定更新及び延長に関する規定を細則第25条から28条と統合し、整理した。細則第25条から28条は削除。)

(規程第33条の再認定に関する規定を細則第29条から第31条と統合し、整理した。細則第29条から第31条は削除。)